法曹養成制度と世紀の転換点の大学

はじめに

١

ズス会の大学の設立はドイツの反宗教改革を象徴し、ブラ 学の設立は、宗教改革とメランヒトンの教育改革を、 きた。 一五一〇年のヴィッテンベルグ (Wittenberg) 大 は、いつもそれぞれの時代の新しい生活様式を基礎づけて ンデンブルクによるハレ (Halle) 大学の設立 (一六九四 近世法制史の示すところによれば、ドイツの大学の設立 イエ

合関係が生じたのである。 中部ドイツ的敬虔主義の精神から発足したこの大学の設立 年)は、プロイセン的自然法論の誕生の時とみなされた。 によって、君主と中部ドイツ的初期敬虔主義の担い手の結

> 小 野 秀 誠

八一〇年のベルリン大学の設立はフンボルトの教養思想の

が生じたのは、それに対する反動を象徴していた。 であり、のちの一八三七年に、ゲッティンゲン七教授事件 大学の創立も、進歩的西ヨーロッパ的啓蒙主義を示すもの 勝利を象徴し、 一七三七年のゲッティンゲン(Göttingen) 一九世紀後半から二〇世紀の初頭は、ドイツ学術の黄金

代にそくして、大学の大型化をもたらした。 界的な優位を失わせ、さらに、二〇世紀後半は、大衆化時 時代であった。しかし、二度の大戦は、ドイツの大学の世

リカ型の職業志向性である。大陸の大学でも、 ト理念に立脚するドイツの大学は、伝統的に研究と教育の 大学は、 二〇世紀末、世紀の転換点における変化の特徴は、 比較的職業教育を優先してきた。 他方、 フランスの フンボ アメ

時代が下っても、このような基礎づけは変わらない。一

譜に属する。本稿は、世紀の転換点における変容をとくに 生であり、一般の大学へのその波及であった。二〇〇二年 るのが、一方では、一九九〇年代の法律系の専門大学の誕 与えた結果であり、専門学校化ともいえる。これを象徴す が進んだ。科学や技術の拡大が一般的思考様式にも影響を 活様式の観点が後退し、大学教育のマニュアル化、技術化 ヴェストファーレン(Nordrhein-Westfalen)州を例に 全般の問題でもある。 ドイツの法曹養成について検討するが、その基礎は、大学 の法曹養成におけるドイツの改正法も、部分的にはこの系 以下では、まず、改革に対する対応をノルトライン・

П 法曹養成の改革と各州における対応

1

などを検討しよう。

検討し、つぎに授業料の有料化への対応、国家試験の動向

は、各州の法曹養成に関する法である。○二年の改正法に DR i G イツでは、 二段階法曹養成制度の基本構造 は大綱を定めるのみで、 法曹養成に関する連邦のドイツ裁判官法 これを具体化するの

> 対応して、各州で行われている改革をも考察する必要があ 付加的に、 大州であるノルトライン・ヴェストファーレン州を中心に、 る。以下では、全般的な変革のほか、細部では西ドイツの 南ドイツのバイエルン (Bayern) 州の改革を

概観しよう。

統合を目ざしてきた。これに対し、教育における思想や生

provinz)の北半分をなしていた。 ドイツの実務研修制 (一八一四年)以降、プロイセン領ラインランド(Rhein-れた時期は必ずしも同一ではない。 は、プロイセンを嚆矢とするが、その他の州では、導入さ ノルトライン・ヴェストファーレン州は、ウィ 1 ン会議

世紀のプロイセン法にさかのぼるにすぎない。それは、一 で別個になされていた。ほかのラントも同様のシステムを なった。 bereitungsdienst)が司法機関によってもされるように 験に由来するのである。もともと実務研修は行政機関 七九三年以来、司法官僚と行政官僚に対してされた国家試 のであるが、その歴史はそれほど古いものではなく、一八 よってされていたが、一八一七年以来、法学教 (Rechtsstudium)が、一八六九年以来、 ドイツの二段階教育制度は、他の大陸諸国とも異なるも また、 実務研修は、 第二次大戦まで、 実務研修 (Vor-育

は、ようやく一九三四年であった。受容したが、必ずしも同一ではなく、これが統一されたの

とは法治国家の理念に合致するものであったし、実務研修 機が加わった。 性のない独自の資格制度を採用していた)。また、 ることにも動機があった。さらに一九世紀には、 LR=プロイセン一般ラント法典(一七九四年)を学ばせ おける普通法教育だけではなく、地域的実定法、とくにA である(そこで、 プロイセンは、 なる一八世紀のプロイセン国家にとって、 このような制度がとられた理由は、 行政官僚を獲得することが必要だったことにある。 いちじるしく官僚国家的傾向を有したから すなわち、 弁護士や公証人についても、 行政にも司法的教育を入れるこ さまざまな地域から 能力ある同質の あまり独立 政治的動 大学に

ノルトライン・ヴェストファーレン州では、実務研修制抗する機能をも果たしたのである。と国家試験は、大学の国民主義的あるいは民主的動きに対

度の導入は一八六九年であった。そして、

同州の法曹養成

一九〇八年に導入された監督下の課題作業(Aufsichtarれる。最短期間は二年である。書面試験、口述試験のほか、ることが必要であった。今日では、三年半が標準年月とさよる)、そのためには、大学において最低三年の勉学をすすることが必要であり(一八七一年の統一前の各ラントに世紀においても、実務研修に入るためには国家試験に合格世紀においても、実務研修に入るためには国家試験に合格

国家試験による必修科目の試験と大学のする重点科目の試年改正法という)は、この基本構造を変革した。試験は、二○○三年七月施行の改正法(二○○二年法、以下○二

beit)も、州によっては残されている。

験に分割されたのである。後者は、第一次国家試験の全成

試験の結果に対する大学の影響は、国家試験に関与する限勉学が国家試験により修了する点には変化はない。そこで、(5) の国家試験もその性格を変更した。大学の最終試験はなく、国家試験もその性格を変更した。大学の最終試験にの国家試験の成績に直接にかかわるようになるだけで績の三〇%に達する。これによって、大学が、実務研修の

がたんなる伝統の破壊を意味するのか、変化した環境への第一次国家試験の一部を重点科目の試験で代替すること

端緒的な形態が基本的には維持されてきたのである。一九

い

から

0

'構造には、この時期から基本的には変更が行われていな

(二〇〇三年までの少なくとも一三四年間)、

この

りである。

られたことの意義は、 が独占してきた法曹資格の付与に関し、大学の関与が認め みるべきであろうが、これによって、一九世紀以来、 決して軽視しえないであろう。

二〇〇二年法が、法曹養成の趣旨を全体として弁護士養

適合とみるのかが争点の一つである。基本的には、後者と

国家

することができないのである。 改正法以前にも、実定法科目には、法制史、法哲学、法社 供することへの障害となっていたからである。二〇〇二年 代替されることの根拠となっている。従来から、試験科目 導入されたことが、大学の関与によって国家試験の一部が のような試験科目の限定は、現代的な養成には柔軟に対応 会学の観点を採り入れるものとされていた。しかし、従来 のみに学生が集中することが避けられず、多様な講義を提 成に転換したこと、これに伴い大学によって多様な講義が

統と、もっとも異なる点である。

2 法曹養成と国家の関与

これにかかわり、近代以降はプロイセン国家が、法曹の候 古くは、 あった。国家試験による統一的法律家の養成の制度である。 1 ÿ ライヒ帝室裁判所 の法曹養成は、近代以降、 (Reichskammergericht) 国家の独占のもとに が

> ない方式が、二〇〇二年の改正まで続いたのである。法曹 のである。そして、制度的にはほとんど大学の関与を認め 与を国家資格として大学から剥奪し、みずからに確保した なかったが、官僚国家であるプロイセンは、 格制限では、 する権利を留保しようとした。このうち、ライヒによる資 補者が裁判官、 の養成が基本的に大学に委ねられた他の大陸諸国やその伝 各大学の法学部が行い、必ずしも国家の関与は直接的では 中世のライヒに実効力がなかったことから、 弁護士、公証人として適格かどうかを判断 法曹資格の授

その政策に対する批判の主体となったのとは異なり、法曹 心のある、また平均的な能力をもった、信頼すべき法律家 築するために、非党派的かつ清潔な人材が必要であったか 率的な司法と行政の運営にあった。司法と行政の組織を構 養成を主とする他国において、 センの地勢的状況も影響していた。その結果、大学による であった。 を求めたのである。国家試験と実務研修はそのためのもの らである。その方法として、プロイセンは、 法曹資格の付与に国家が直接かかわることの目的は、 これには、 多数の異なった地域からなるプロイ 法曹階級がしばしば国家や 国家への忠誠 効 である。

国家から独立していたのである。 (*) ランスの法曹階級は、国民国家の中で成熟し、かつもっとが批判的な層となることはなかった。他方、イギリスやフが出

家的関心事の一つとなったのである。保守的であるというだけではなく、当時としては進歩的でおり民主的方法である面もあった。貴族の子弟でも、必要な能力なしには司法職につくことはできなくなり、他方、な能力なしには司法職につくことはできなくなり、他方、な能力なしには司法職につくことはできなくなり、他方、ないのである。法曹養成は、近代国家建設のための国与えたからである。法曹養成は、近代国家建設の大会の国家の関心事の一つとなったのである。

ことが大半である。もっとも、それを達成する方法は多様でも、法曹養成に対し、多かれ少なかれ国家の関与があるいう目的は、おそらく、今日でも変わっていない。諸外国効率的、非党派的、清潔な司法と行政の担い手の育成と

の試験を伴う。そして、試験が資格試験の場合には、合格法曹資格の授与につながる例は少ない。多くは、国家や州い。ただし、大学やロースクールにおける勉学がただちにいの多くが、大学による養成であることはいうまでもな

はただちに法曹資格を意味するが

(アメリカの各州)。

選

ス)。 抜試験の場合には、その後に実務研修が行われる(フラン

第二次試験も、資格試験であったからである。次試験は、実務研修への入口であったが、選抜試験でなくが試験は、実務研修への入口であったが、選抜試験でなく

あった(上述の三○%までの国家試験への関与)。 を付与できるようになったのは、ようやく二一世紀初頭でた特異な伝統にもとづく。大学の法学部が独自の卒業資格 た特異な伝統にもとづく。大学の法学部が独自の卒業資格 を付与できるようになったのは、ようやく二一世紀初頭で を付与できるようになったのは、ようやく二一世紀初頭で を付与できるようになったのは、ようやく二一世紀初頭で を付与できるようになったのは、ようやく二一世紀初頭で を付与できるようになったのは、ようやく二一世紀初頭で を付与できるようになったのは、ようやく二一世紀初頭で を付与できるようになったのは、ようやく二一世紀初頭で

もあまり例はない。法曹人口の増大と、官僚主義の排除の一後は州である)による給与をうけるというのは、世界にのための実務研修者がすべて国(ラント。一八七一年の統たのである。しかし、このような養成は高くつき、法律職目的とした。すべての法律家を国家が一元的に管理してき目的とした。すべての法律家を国家が一元的に管理してき

あるが、

法曹養成の目的は、

(れるべきとの) 観点からは、

官僚の選抜は、法曹資格の授与とは別に行わ

他方、

弁護士の相談業務の独占の緩和が、

今日でも、統一的去聿家のよれるべきとの観点もありうる。

ある。短期の養成には業種ごとの独立したコースに利点が期間で隣接の領域にもなじむことができる利点があるので職業的な展望をもちうるし、その基礎が広いことから、短側点は、なお強い。養成の幅が広いことから、履修者は、今日でも、統一的法律家のモデルを維持するべしとする

理念の詳細については、本稿では立ち入りえない。法曹養成の理念や目的の問題がかかわっている。もっとも、単純な専門学校化に対するアンチテーゼも包含されており、

keit)をすることではない。なお、ここには、

法曹養成の

をもつことであって、

たんなる職業の準備(Berufsfertig-

職業能力(Berufsfähigkeit)

成期間の短縮と負担の軽減である。

官職がモデルとなるのではないかとの不信があるからであのの世球のであるがらであるのにはないら、統一的法律家の像を求めるかぎり、裁判が増大しながら、統一的法律家の資格に関連して、ドイッ弁護士会統一的法律家の資格に関連して、ドイッ弁護士会

る

競争の観点から必要なものと目されている。すなわち、養その質を転換することは、全ヨーロッパ的な弁護士業務のされている。また、法曹養成の目標を弁護士養成におき、済法律家が弁護士とともに起こしたり、専門大学出身の経期となっている。インターネットで相談業務を行う会社を題となっている。インターネットで相談業務を行う会社を

法省)。 対しては、 を学士認定や修士の課程によって代替しようとすることに の採用や勉学場所の変更可能性が提案されている。ここで 学士(Bachelor)と修士(Master)の二段階の勉学方式 とのボローニア方式(Bologna-Prozess)の導入のために、 ○年までに、全ヨーロッパの大学に統一的な形式を与える には適さないというものである。 づけが問題となる。 は、とくに大学卒業資格に相当する第一次国家試験の位置 ステムとの関係でも問題を生じている。 なお、ドイツの法曹養成制度は、 統 なお強い反対がある(たとえば、 モデルは、 もっとも、第一次国家試験や実務研修 法律学のようなナショ 全ヨーロッパの教育シ すなわち、 バイエルン司 ナ ルな領域

連邦政府の課

3 法曹養成の現代的課題

かに、 知識や能力のほかに、長期にわたる養成の間やっていける パでも先進的なものであった。もっとも、かつては法律の 身分制的要件を廃し開かれた資格であるとして、 には制限のあった一○○年前と今日では相違がある。 律家になれることは重要である。この点では、まだ実質的 職につく道が開けていたからである。すべての社会層が法 な関係にかかわらず、また一九一九年からは女性も、 したと位置づけられている。だれでも、収入や身分、 K 1 ドイツの法曹養成の制度は、一○○年前においても、 ・ツの法曹養成は、比較的早くに社会的な要請を達成 ヨーロッ たし 法律 人的

を与えている(後述Ⅲ参照)。 の徴収、実務研修にさいしての給与の無償化の議論に影響年に変わったのである。この議論は、大学における授業料年に変わったのである。この議論は、大学における授業料だけの財産が実質的には必要であった。これも、一九一九だけの財産が実質的には必要であった。もっとも、かつては法律のパでも先進的なものであった。もっとも、かつては法律の

た者は、いずれの州においても実務研修をすることができの統一性は保障される」。また、第一次国家試験に合格しである。今日では、ドイツ裁判官法五d条一項二号がこれである。今日では、ドイツ裁判官法五d条一項二号がこれ

るし 学試験は、フランスやイギリスなど、一般的な(大学別 持されない。統一性が維持されない場合には、 国四一の大学に委ねるとすれば、試験と成績の統一性は維 が維持される点は同じである。 tur)でも、 ちなみに、大学の入学資格試験であるアビトゥーア(Abi れるが、試験機関は相互に密接なコンタクトをとっている。 のである(同六条二項)。そのため、 邦およびいずれの州でもその資格を主張することができる 前に、入学試験をすることは避けられない。このような入 の)終了試験しかしない国ではとられているとおりである。 (同六条一項)、 問題は各州で作成されるが、 裁判官職の資格を取得した者は、 第一次国家試験を完全に全 試験は州ごとに行わ 全国的な統一性 実務研修の 連

も、二○○○年末に、二段階制を維持することとしたので九○年代の末に、大学の勉学期間の短縮のために、一段階制に関する新たな議論があった。しかし、かつての失敗にかんがみて、大学からは反対が多く、全州の司法大臣会議かんがみて、大学からは反対が多く、全州の司法大臣会議かんがみて、大学からは反対が多く、全州の司法大臣会議がある。九七○年代に行われた一段階の法曹養成制度の経験がある。

には、変更がない。これに対するものとしては、

かつて

○二年改正法のもとでも、二段階法曹養成制度そのもの

とりわけ、法曹養成が現代的要請に適合する必要がある。

あ(3)

成の質的な改善である。 したがって、今日唱えられる法曹養成制度の改善とは、 を習生をなるべく安く大量に養成することではなく、養 や修習生をなるべく安く大量に養成し、試験と成績の統 ではない)、および二段階制を維持することを前 とする。〇二年の改正において目的とされたのは、学生 とする。〇二年の改正において目的とされたのは、学生 とする。〇二年の改正において目的とされたのは、学生 というではなく、養

では、表現術やレトリック、交渉術など実践的プロ大学では、表現術やレトリック、交渉術など実践的プロファーレン州でも、一○カ月とされた。これは、裁判官法による基準期間よりも一カ月長い。 大学では、表現術やレトリック、交渉術など実践的プロ大学では、表現術やレトリック、交渉術など実践的プロ大学では、表現術やレトリック、交渉術など実践的プロ大学では、表現術やレトリック、交渉術など実践的プロインでは、表現術やレトリック、交渉術など実践的プロインでは、表現術やレトリック、交渉術など実践的では、というというによります。

専門の勉学が重視されるのは大学にとどまらず、ノルトラな外国語能力の確保が、必修科目の一部となる。外国でのた、国際性とヨーロッパ性が課題となる。そこで、専門的口頭報告(Vortrag)に関する科目も採り入れられる。まグラムも採り入れられた。必修科目の試験のさいの口述や大学では、表現術やレトリック、交渉術など実践的プロ大学では、表現術やレトリック、交渉術など実践的プロ

月までの外国での実務研修も可能となった。(ほ)イン・ヴェストファーレン州では、二四カ月のうち一一カ

〇二年改正法は、従来の第一次国家試験を改革し、中間 の重点教育との間の節目となる。

これは一九一三年には監督下の課題作業(Aufsichtsar-い。二度の国家試験は、総合して、法律家としての能力と 知識の判定を行う。一〇〇年前と異なり、研修は、四年で 知識の判定を行う。一〇〇年前と異なり、研修は、四年で はなく、二年で終了する。試験も、ベルリンの司法試験機 はなく、二年で終了する。試験も、ベルリンの司法試験機 はなく、二つの、家での作業(Hausarbeit)があり、 かつては、二つの、家での作業(Hausarbeit)があり、 かつては、二つの、家での作業(Hausarbeit)があり、

(9) 法曹養成制度と世紀の転換点の大学

○%に達していると報告されている。(8) は 年代以降、 カ月のほか、 が現れている。 ある。実務研修では、 Prüfungsordnung für Juristen, JAPO, 2003, 10, 13) 曹養成および試験規則に関する法(Ausbildungs- und 作業(Vorbereitung)を伴っている。(ダ) vortrag) 北および西ヨーロッパの大半の国々と同様に、 1 4 弁護士に特化した教材に関するものが、 イエルン州で、 大学の授業料有料化、 Ш バ 口述試験の重要部分には書類による陳述(Akten-1 があるが、 ドイツの大学は、授業料を徴収してこなかった。 授業料有料化とコマーシャリズム エルン州の法曹養成 四カ月にいたることも可能である。 バイエルンでは、 法曹養成の細目を定めているのは、 研修期間の長短に、 今日では、 登録料 弁護士研修は、 もっと短い実務的な準備 州の若干の特徴 今日すでに四 一九六〇 標準の九 試験で 法

バイエルン州の新たな研修方式

4月開始の場合	9月	12月	4月	1月	4月
10月開始の場合	3月	6月	10月	7月	10月
5カ月	3カ月	4カ月	9カ月 (基準期間)	3-5カ月	
民事裁判所	刑事裁判所	行政関係	弁護士事務所	重点領域 Sc	
Zivilgericht	StrafG.	Verwaltung	Rechtsanwalt	punktberei	

従来4カ月・大幅な伸長

beit) となったが、これは、

将来通常の試験となる。

しかし、その後の学生数の増大に施設や予算が追いつかな

を四年とすれば、プラス二年以上である。標準勉学期間

期間から四学期以上を対象とする例が多い。

標準勉学期間

州はほぼ半分ずつであるが、徴収する場合には、標準勉学

二〇〇四年まででは、授業料を徴収する州と徴収しない

各州における授業料と管理手数料の状況

州	授業料	管理料
Baden-Württemberg	標準勉学期間から4学期以上を対象	40ユーロ
Bayern	標準勉学期間から3学期以上を対象	50ユーロ
Berlin	なし	51ユーロ
Brandenburg	なし	51.13그 - ㅁ
Bremen	15学期から(計画)	50ユーロ
Hamburg	標準勉学期間から4学期以上を対象	なし
Hessen	標準勉学期間の1.5倍を対象	50ユーロ
Mecklenburg-Vorpommern	なし	なし
Nidersachsen	標準勉学期間から4学期以上を対象	50ユーロ
Nordrhein-Westfalen	標準勉学期間の1.5倍を対象	なし
Rheinland-Pfalz	200SWS の負担モデル	なし
Saarland	標準勉学期間から4学期以上を対象	なし
Sachsen	なし	なし
Sachsen-Anhalt	標準勉学期間から4学期以上を対象	なし
Schleswig-Holstein	なし	なし
Thüringen	標準勉学期間から4学期以上を対象	なし

(なお、 緑の党 理念と政策論でもあり、 ある。(8)の場合、両方を課す場合、両方とも課さない場合がか一方の場合、両方を課す場合、両方とも課さない場合がか一方の場合、両方を課す場合、両方とも課さない場合が う例が多く、登録料は四○から五○ユーロである。いずれ 学期というのは、 を四年とすれば、 る大きな相違はない。それというのも、授業料の徴収は、 (旧コール政権) ・五倍とする例もあるが、この場合にも、 徴収の方法には、 授業料は、標準勉学期間を三、四学期超過した場合とい (シュレー 脱稿後、二〇〇五年一〇月から、CDU・CSU はこれに積極的であり、 プラス二年以上ということになる。 七年半であるから、これよりも緩い。 ダー政権)はこれに反対だからである。 州による相違があるだけで、 おおむね野党のCDU・CSU 与党のSPDと 標準勉学期間 地域によ — 五

登録料を徴収する制度が生じた。代から、授業料を徴収しない場合でも、学期ごとの学籍の代から、授業料を徴収しない場合でも、学期ごとの学籍のいことから、有料化が進められている。また、一九九〇年

月に発足した。〕 とSPDの大連立政権(Merkel)の協議が行われ、

憲法裁判所判決(○五年一月二六日)

この対立の中で、〇五年一月二六日、連邦憲法裁判所

もっとも、憲法裁判所は、各州による授業料の徴収それ自des Hochschulrahmengesetzes)に関して、違憲の判断を行った。同法一条三号、四号は、州に、勉学のための費用の無償の原則を義務づけたが、これが無効とされたのである。連邦には、そのような立法権能はないとされた。

会が保障されなければならないこともあった。要があるとの考慮があった。また、州によらず、勉学の機が多いことから、アカデミックな教育にチャンスをもつ必

こと、ドイツの若者は、必ずしも親の援助によらない場合諸国に比して、ドイツの大学進学率が必ずしも高くはない

判決は、大学基本法により、大学における学生団体の設立五条一項一文、七二条二項に反するとされた。同時に、同しかし、連邦がこのような決定をすることは、基本法七

Hochschulen)を州の義務として定めることをも否定し

(zur Bildung verfasster Studierendenschaften an den

連邦政府とSPDの政権の州政府は、職業的な能力の勉体が可能かどうかは決していない。

他方、CDUが政権をもつ州では、有償とするものが多い。ste berufsqualifizierte Studium)が、相当と考えている。学については授業料の無償(Gebührenfreiheit für das er-ジョル。

登録料、管理手数料

3

バイエルン州とブレーメン州では、○四Ⅰ○五年の冬学

料が増額されたのである。ヘッセン州では、管理手数料に対っルテンベルク州では、管理手数に対し、連邦憲法裁判所は、これを違憲であると判示した。に対し、連邦憲法裁判所は、これを違憲であると判示した。に対し、連邦憲法裁判所は、これを違憲であると判示した。がコルテンベルク州では、管理手数料が五〇ユーロに値上げされた。バイエル期に、管理手数料が五〇ユーロに値上げされた。バイエル期に、管理手数料が五〇ユーロに値上げされた。バイエル

を徴収することに反対したのである。これには、他の先進基盤の整備をする必要があるとして、後者が自由に授業料シュレーダー政権の連邦政府は、州が社会的にミニマムのそして、旧コール政権のもとで有償化が進んだことから、

数料双方を課すところもある。

セン州、ニーダーザクセン州などのように授業料と登録手

対しても、 (Hess. VGH) はこれを棄却した。 訴訟が提起されたが、 ヘッ セ ンの行政裁判所

合に一定の授業料が徴収されている。また、バーデン・ ヴュルテンベルク州、 ヒ・ホルシュタイン州を除いて、標準勉学期間を超えた場 ク・フォーポンメルン州、ザクセン州、シュレスヴィッ 今日、ベルリン州、ブランデンブルク州、 バイエルン州、ブレーメン州、 メクレンブル ヘッ

は

ŧ

学期五〇〇ユーロ、二年後からは一〇〇〇一三〇〇〇ユー ロの授業料を提示している。 なお、司法修習生の第二次国家試験への受験手数料は、 大学学長会議(Hochschulrektorenkonferenz) は

(2 C 20/02, NVwZ 04, 347)°

二〇〇三年九月に、連邦行政裁判所によって否定された

年)と、東地域への予算の投入に始まる。八○年代終わり 予算の逼迫は、 大学予算の逼迫により、 大学の商業化とコマーシャリズム 直接には東西ドイツの再統一(一九九〇 その商業化が問題となる。 大学

> られたが、 までは、 必ずしも一面的な礼賛というわけではない。 産学連携には疑いがあり、 九○年代には外部資金の導入が進んだ。 研究への脅威とも考え

報告をうけることができる。 (33) な顧問となるだけであるが、 するまで最低五年間、講座の基礎的経費を負担するという。 その他の人文・社会学部で二○%といわれる。 性質上、企業の協力のえやすい経済学部が最大で三八%、 学の寄附講座(Stiftungsprofessur)は三○○を超える。 その成功に続こうとするものが相次ぎ、現在、ドイツの大 寄附者は、講座に干渉することはできず、せいぜい名目的 教授は、通常の人事手続で選考され、大学と州が任命する。 ドイツでもっとも外部資金の導入に成功したとされる例 小規模の講座でも、二五万ユーロが必要であり、 東ドイツ地域におけるドレスデン工科大学であるが、 教授から定期的に研究成果の その経費に

は、

宗教改革後の一部の大学の衰退をも招来したのである。 るいは対抗関係にあった大学についても、 前者の商業化は、宗教改革を招いた。 宗教的活動は、 中世の例によれば、中世の教会は一大産業であり、 むしろ修道院によって行われた。そして、 また、 その商業化は、 教会と密接あ

Ⅳ 国家試験の動向

徴である。

1 第一次国家試験

ら〇二年までは一万人を超えていた(九六年の一万二五七六人で、合格者は九六五五人となり、〇三年度から一万人 た人で、合格者は九六五五人となり、〇三年度から一万人 六人で、合格者は九六五五人となり、〇三年度から一万人 かい (1)二〇〇四年度の第一次国家試験の受験者は一万二九七

な増加も一段落したのである。三人が最大)。一九九○年の東西ドイツの再統一後の大幅

商業化はたんに、

建物や学生証への企業ロゴの採用や寄

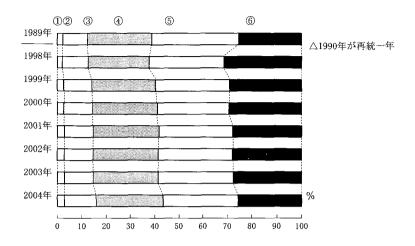
はともに増大したが、半面、不合格者の割合も増大したのには、再統一後の九○年代は、受験者、合格者(実数)さんでいるが、基本的な傾向に変化はないといえる。中期さんでいるが、基本的な傾向に変化はないといえる。中期と、次頁のようになる。あいだに一九九○年の再統一をはと、次頁のようになる。あいだに一九九○年の割合は、①○・二%、②ほぼ一○年前の一九八九年の割合は、①○・二%、②ほぼ一○年前の一九八九年の割合は、①○・二%、②

① ② ン州 採用されるまでの待機期間のほとんどないトップ・クラス しかし、ドイツでも、第一次国家試験合格後、 率が、七〇%を超えるのとでは、 ている。ラインラント諸州では、五〇~五二%、 ホ 割合が六○%を超えているのに対し、シュレスヴィッヒ 域のメクレンブルク・フォーポンメルン州、テューリンゲ た。 合格率が三%程度とされ、 諸州では、五一%である。 なっている。ただし、地域的な偏りはみられ、東ドイツ地 ち五二・二%が女性であるから、ほとんど男女差はなく 者のうち五六・六%がそれぞれ女性であった。受験者の つあるように思われる。不合格者の割合は二五%台となっ ○○○年以後は、八○年代までの伝統的な割合に回帰しつ (三分の一近く)。 ルシュタイン州やハンブルク州では、四七%にとどまっ 男女比率については、 わがくにの司法改革との関連からみると、 (sehr gut, gut) (ザクセン州で五九・八%)では、女性(受験者)の 九○年代の変動が終わったことから、二 の第一次国家試験の合格率は、 合格者のうち五〇・七%、不合格 ドイツの第一次国家試験の合格 一見非常な相違がある。 旧司法試 実務研修に 南ドイツ

第1次国家試験の合格割合の推移

成績	①	2	3	4	(5)	6
1989年	0.2	2.16	10.28	26.2	3	5.98	25.22
1998年	0.16	2.07	10.44	25	3	0.89	31.44
1999年	0.14	2.42	11.68	25.98	3	0.86	28.91
2000年	0.1	2.45	11.99	26.32	2	9.26	29.14
2001年	0.15	2.67	12.10	26.90	3	0.27	27.91
2002年	0.15	2.67	12.02	26.60	3	0.55	28.02
2003年	0.2	2.7	11.9	26.7	3	0.9	27.6
2004年	0.2	2.7	13.0	27.6	1 3	0.9	25.6 ■

(15) 法曹養成制度と世紀の転換点の大学



考慮すると、これが適正範囲ともいわれる。 事由が基因しているが、格差は確実に減少している。二〇 低さは、 まであった五〇%台の州はなくなった。東ドイツの諸州 と南ドイツ地域の合格率は低く、六○%台が多いが、 テンベルク州も六九・四%であった。例年、東ドイツ地域 イツ地域のザクセン・アンハルト州は六○・八%、 ツの合格率も必ずしもそう高いわけではないのである。 験にもいたらない中途挫折者の存在をも考慮すると、ドイ の意図される日本の試験とは逆の方向である。 ンフラの不備のほか、 ン州も六四・一%であった。南ドイツのバーデン・ヴュル ンブルク州の八一・七%がこれに続いている。 ○○四年度は、ヘッセン州の八五・一%が最高であり、 (2)合格率には、 一九九〇年の再統一以来の傾向である。 州によりかなりの相違がみられるが、二 東西の経済や環境の格差など種々の 合格者数拡大 他方、 さらに、受 当初のイ ザクセ の

%が減少するから、合格率は一気に四○%にまで減少する。在の最低合格⑤(ausreichend)を除外すれば、ほぼ三○

合格者の研修への収容能力や待機期間の増大を

部には、

ツでも、

合格範囲を①~④の befriedigend までとし、

%にみたないから、この範囲では、

かなり接近する。ドイ

は立ち入らない。

や配点には、各州により工夫が凝らされているが、本稿で

基本的には二回に制限されている。第一次国家試験の方法 格することにはならないことを示している。受験機会は、 八三六人はまた合格しなかった。試験にもいたらずに勉学 毎年おり、二〇〇四年度は二一三三人であった。そのうち に挫折する者の存在とともに、受験を重ねても必ずしも合 国家試験に一回で合格せずに二回目の受験をする者が、

ツの中で低い。

○四年の特徴として、ブレーメン州の六六・九%が西ドイ

州

2 第二次国家試験と実務研修

成績は、①〇・一%、②二・二%、 人、合格者は九六三九人、合格率は八五・五%であった。 第二次国家試験の二○○四年度の受験者は一万一二七九 ③一五・八%、 <u>4</u>)

> おむね六○%と四○%となる。 らない。筆記試験と口述試験(陳述を含む)の割合は、お 第二次国家試験にも工夫が凝らされるが、本稿では立ち入 ドイツの諸州で九〇%台を記録するところもなくなった。 はない(ヘッセン州は八三・三%)。 の諸州も、 は 八〇・四%となり、初めて八割台となった。 八〇%台になり、西側諸州と比べてあまり遜色 口述試験の比率がかなり高 他方、 北あるいは西 その他

では、あまり地域による相違はなくなってきた(ザクセ 割合が高い再統一以前からの傾向を反映していたが、近時 ドイツでは、女性の比率が六割を超え、女性の社会進出 州とザクセン州を除くと、四九・八%であった。従来、東

ン・アンハルト州のみ六三・七%)。

八三二人であった。女性の比率は、

数字が不明なヘッセン

二〇〇四年度に、実務研修をしている修習生は、二万〇

いことが特徴である。

る裁判官や検察官への就職は、 少傾向にある。 が、人員の過剰から、 であった。 二〇〇四年度に新たに採用された修習生は、 実務研修の期間は、 資格者の過剰から、 採用数の増加は見込めず、むしろ減 近時では二年となっている しだいに困難となり、採用 法曹、 とくに定員のあ 九一五二人

ブルク州は、

七七・四%であった。ザクセン・アンハルト

ブルク・フォーポンメル

ン州は、

七五・四%、

ブランデン メクレン

がった。従来、

家試験の合格率は上がったが、第二次国家試験のそれは下 五・七%、⑤三一・七%、⑥一四・五%である。第一次国

東ドイツの諸州の合格率は低く、

人数も頭打ちとなっている。(28)

V むすび

程度は反映されている。あるいはそれが前提としている理論と実務の分裂が、あるいはそれが前提としている理論と実務の分裂が、あるいマニステンの理論対立の一端にも、法曹養成制度の特徴、(1)一九世紀のドイツ法学を特徴づけるロマニステンとゲ

あった。

でいたからである。もっとも、ALR、ABGBの学問でいたからである。もっとも、ALR、ABGBの学問で編纂されたALR、ABGBが、実務において維持されいて、自然法の名の下にゲルマン法的諸要素をも採り入れいて、自然法の名の下にゲルマン法的諸要素をも採り入れいたからである。もっとも、ALR、ABGBの学問で編纂されたALR、ABGBが、実務において維持されて非常がある。

フランス法でも、一九世紀から注釈学派によるローマ法ABGBには、普通法学による新たな意味づけが行われたなかったのは、二段階法曹養成制度の後半において、実務が、大学における普通法学が、ただちには実務を修正しえが、大学における普通法学が、ただちには実務を修正しえることはできない。そして、一九世紀を通じて、ALR、ることはできない。そして、一九世紀を通じて、ALR、

その一例である。この場合には、学説の影響は直接的で有者主義を、ローマ法的な債権者主義に読み替えたことがだルマン的要素をも含む民法典のローマ法化であった。ただルマン的要素をも含む民法典のローマ法化であった。ただ来たんなる概念法学の徒として過少評価されていたよう的解釈が全盛をきわめた。注釈学派は、その名のとおり、的解釈が全盛をきわめた。注釈学派は、その名のとおり、

換主義との対立が明確に維持されたのである。(%) 者主義とカノン法・ゲルマン法的 法的学説の硬直性を実務が救ったのである。そして、 ゲルマン法的な解釈がそれである。 しばしばみられる。 のような二重構造は、 において、学説と判例の乖離としてもみられる。 いう特徴をももたらすことになった。 一例は、 他面において、 危険負担の諸主義にもみられ、 養成制度の分離は、 わずかとはいえ民法典にも採用された ドイツ法の学説そのものの中にも、 (じつは自然法的) この場合には、 これは、 理論と実務の乖離と ローマ法的な債権 種 また、こ 々の場面 1 他 0 7

ことはできなかった。修習生の給与削減は、再統一からの(2)大学における予算や経費の問題に、本稿では立ち入る

料の制度とパラレルな側面を有しているのである。

までもない。いわば、研修の給費制は、大学の授業料の無

財政問題と絡んで、近時の課題となっているが、歴史的に経済的格差をもたらすものとして批判されたことはいうに経済的格差をもたらすものとして批判されたことはいうに経済的格差をもたらすものとして批判されたことはいうに経済的格差をもたらすものとして批判されたことはいうに経済的格差をもたらすものとして批判されたことはいうに経済的格差をもたらすものとして批判されたことはいうに経済的格差をもたらすものとして批判されたことはいうに経済的格差をもたらすものとして批判されたことはいうに経済的格差をもたらすものとして批判されたことはいうに経済的格差をもたらすものとして批判されたことはいうに経済的格差をもたらすものとして批判されたことはいうにはいるが、歴史的に対しているが、歴史的に対しているが、歴史的に対しているが、歴史的に対しているが、歴史的に対しているが、歴史的に対しているが、歴史的に対しない。

等に関する憲法問題を生じるとは考えられていない。 (3) (3) (3) (3) (近時ではそのほうが多い)、入学希望者数が過剰な場合には、アビトゥーアの成績順に入学が決定されるから、希望ない。待機期間は、実務研修の暗部であるが、必ずしも実ない。待機期間は、実務研修の暗部であるが、必ずしも実のそれは、能力による合理的なものとして、法のもとの平のそれは、能力による合理的なものとして、法のもとの平のそれは、能力による合理的なものとして、法のもとの平のそれは、能力による合理的なものとして、法のもとの平のそれは、能力による合理的なものとして、法のもとの平のそれは、能力による合理的なものとして、法のもとの平のそれは、一般的な入学の問題にも立ち入ることはでいる。

- (1) Wieacker, Privatrechtsgeschichte der Neuzeit, 1967, 81812, S.313. 第一版の翻訳である鈴木禄弥訳「近世私法史」(二九六一年)三八一頁。一七章1二参照。Breslau 大学も、プロイセン的啓蒙主義の中心の一つであった。(2) 本稿は、拙著「大学と法曹養成制度」(二〇〇一年)のドイツの法曹養成制度(とくに一五九頁以下)を補充するものである(以下、【大学】と略する)。
- (\(\pi\)) Gesetz zur Reform des Juristenausbildung v. 11.7.2002, BGBl. I, 2592; NRW JAG v. 11.3.2003; GV NRW 2003, 135.
- 日〇〇二年の法曹養成の改正法についての文献は多い。 Gerhards, Festanspruchen, in Juristenausbildung zwischen Staat und Hochschule, 2003, S.17ff.; Bilda, Juristenausbildung im Wandel, NWVBI.2002, S.1; Wassermann, Revolution der Juristenausbildung, NJW 2001, S.3685f.; Bull, Von der Rechtswissenschaftlichen Fakultät zur Fachhochschule für Rechtskunde?, JZ 2002, S.977ff; Hesse, Die Reform des Jura-Studiums als Politik seiner Mechanisierung, JZ 2002, S.704f.; Hommelhoff und Teichmann, Das Jurastudium nach der Ausbildungsreform, JuS 2002, S.839.
- (4) ただし、これには批判があり、監督下の課題作業の廃

は、いずれ外国流の競争試験が不可欠となるのではない。 ・ はいいである。これが、大学間の競争という新たな観点と、さらに○二年改正にみられた養成される法曹像の転換(裁判官から弁護士へ)が附加されることもある。の点数も、B大学の点数も、同等か近似している必要があるからである。これが、大学間の競争という新たな観点と、どう関係するかには争いがある。すなわち、格差を前提とどう関係するかには争いがある。すなわち、格差を前提とどう関係するかには争いがある。すなわち、格差を前提とされば、いずれ外国流の競争試験が不可欠となるのではなり、対している。 ・ はいずれ外国流の競争試験が不可欠となるのではなすれば、いずれ外国流の競争試験が不可欠となるのではないます。

(6) Gerhards, a.a.O. (前注の), S.18

いかとの点である。

(7) 大学教育の内容では、一九六九年に、選択科目が設定されたことによって、法制史、法哲学、法社会学は、試験の基礎科目でもなく、影のような存在(Schattendasein)となった(Müller, Die deutsche Juristenausbildung und Europa, DRiZ 1990, S.98f)。そこで、一九九二年の改正では、必修の科目を、民法(私法)、刑法、公法、手続法と哲学的、歴史的および社会的基礎のうえでの法学方法論(つまり、法哲学、法史学、法社会学)とした。すなわち、実定法科目に、これら基礎法的観点を附加するものとした

わがくにでも、各ロースクールが特徴を出そうとして工

のである。

人弁護士」専門家の責任と権能(二〇〇〇年)一五五頁所との連関とは、たんに受験に役立つかを意味するにすぎないからである。専門職養成でありながら、将来を見据えたいからである。専門職養成でありながら、将来を見据えたいの連関とは、だんに受験に役立つかを意味するにすぎないからである。専門職養成でありながら、将来を見据えたいる。学生にとって、実務講者の少ないことから、受夫した科目は、新司法試験の試験科目でないことから、受

いう相違にもよる。 あり、官僚的な制約を緩めても国家の存立が安定しうると(9) このような相違は、イギリスやフランスが国民国家で

収参照。

Wertlosigkeit der Jurisprudenz als Wissenschaft (Ein Vortrag gehalten in der Juristischen Gesellschaft zu Berlin), 1848 (Neud.1988) は、概念法学への批判でありながら(S.29. drei berichtigende Worte des Gesetzgebers und ganze Bibliotheken werden zu Makulatur)、部分的にはこれをもたらしている当時の法制度や法曹への批判を包含するものであった。

きわめて厳格な制度と評価されていた。cf. Stein, Legal時のヨーロッパでも類をみないものであり、外国からは、当もっとも、プロイセンの段階的養成制度そのものは、当

education in Mid-nineteenth century Germany through English eyes, Quaestiones Iuris [Festschrift für J.G.Wolf zum 70.Geburtstag], 1999, p.233.

- (1) Gerhards, a.a.O. (前注3), S.18. 学生にとっては、実務を知る前に進路の細目を決定をする必要がないから、選択の誤りといった危険も少ない。また、法律職の間の軋轢も少なくなるとの利点がある。
- (11) もっとも、ここでは、たんにヨーロッパ方式の移植というだけではなく、教育における伝統的なフンボルト理念をどこまで維持するべきかという観点が基礎となっている。 Vgl. Juristenausbildung zwischen Humboldt und Bologna, JuS-Magazin (Juristen im Bolognaprozess), 2005, Mai/Juni, S.7.
- (13) Gerhards, a.a.O. (前注3), S.20. 二段階法曹養成制度学生の増大の結果、授業料の有償化が議論されている。 学生の増大は、その給費の廃止の議論をもたらし、また大経費の増大は、近時、第一次国家試験の合格者の増大による
- 普通法学の方法によることは避けられなかった。Vgl. は、大学と国家の役割を、学問と実務、理論と実務に分けは、大学と国家の役割を、学問と実務、理論と実務に分けは、大学と国家の役割を、学問と実務、理論と実務に分け

Oebbecke, Festanspruchen, in Juristenausbildung zwischen Staat und Hochschule, 2003, S.25ff. (S.27).

- 減は、法曹養成改革の目的ではないとされている。(14) Gerhards, a.a.O. (前注3), S.21.建前上、コストの削
- (15) Gerhards, a.a.O.(前注3), S.21-22. ただし、外国での研修の機会は、フレキシブルに割り当てられ重点教育が行性から、特定の研修場所だけが保障されるわけではなく、性から、特定の研修場所だけが保障されるわけではなく、から、特別の機会は、フレキシブルに割り当てられ重点教育が行われる。

(16) Gerhards, a.a.O.(前注3), S.22. 研修がフレキシブルにされることから、研修場所の変更も可能になり、弁護士研修は、三カ月まで公証人や法律相談的な場所でなされる現代の二段階法曹養成制度は、第一次国家試験合格者である Referendar と、第二次国家試験合格者である Asses-sor を前提とするが、一九世紀の半ばまでの課程はより複雑であった。すなわち、大学教育の期間は三年であり、これに、一年半のプロイセン法の勉学期間があり、それぞれれに、一年半のプロイセン法の勉学期間があり、それぞれれに、一年半のプロイセン法の勉学期間があり、それぞれれに、一年半のプロイセン法の勉学期間があり、それぞれに、一年半のプロイセン法の勉学期間があり、それぞれに、一年半のプロイセン法の勉学期間があり、それぞれの講義の認定があった。大学の終了時には、ラント裁判所の講義の認定があった。大学の終了時には、ラント裁判所の講義の認定があった。大学の終了時には、ラント裁判所

題にとどまった。 長による試験があったが、対象は、ローマ法や理論的な問

大曹資格としては完成した。 大曹資格としては完成した。 大曹資格としては完成した。 大曹資格としては完成した。 大田では、これでの研修後に行われた(時代により、一年かそ 大田では、これでの研修後にである(他のラントでもほぼプロイ をrendor)とされたのである(他のラントでもほぼプロイ とったの制度に準じる)。官吏とならない場合には、これで とったの制度に進じる)。官吏とならない場合には、これで とったの制度に準じる)。官吏とならない場合には、これで とったの制度に準じる)。官吏とならない場合には、これで とったの制度に準じる)。官吏とならない場合には、これで とったの制度に準じる)。官吏とならない場合には、これで とったの制度に準じる。自己のものは、これで とったの制度に進してはためない。日本のは、これで とったのものは、これで とったのものは、これで とったのものは、これで とったのものは、これで とったのは、これで とったのは、 とったのな とったのは、 とったのは、 とったのは、 とったのは、 とったのは、 とったのは、 とったのは、 とったのな

しかし、官吏となる場合には、さらに二年間の研修の後に、また試験があった。この試験の対象は、司法だけではなく、政 府 の 全 機 能 を カ バ ー す る も の で あ りわれる、官吏である判事補(Assessor)としての任命は、われる、官吏である判事補(Assessor)としての任命は、由家試験の成績によっていたといわれる。Vgl.Hattenhauer, Juristenausbildung -Geschichte und Probleme, JuS 1989, S.514ff.

(打) Gerhards, a.a.O.(前注3), S.23. 改正法により、大学間の競争がもたらされた。大学は、それぞれの特色ある重点領域を作る必要がある。また、専門外国語と実践的プログラム、中間試験のための試験方法や重点領域試験を準備がラム、中間試験のための試験方法や重点領域試験を準備しなければならない。ただし、基準単位(Normenzahl)

家では Bismarck(1815-98)が法学部の出身であるが、著名な法学者では、Larenz(一九九三年に死亡)、政治は、およそ四分の三(八九から六六)に滅少された。

あまり実務研修の意義を認めていなかったといわれる。与えたのである。指導者であった法哲学者の Binder は、

ゲン大学は、Larenzに、一九二八年にハビリタチオンをいずれも第二次国家試験を経ていない。しかし、ゲッチン

「年秋にも、研修方式の変更が予定されている。 →Magazin, 2004, Nr.4, S.7. なお、バイエルンでは、二○○ →Magazin, 2004, Nr.4 S.7. なお、バイエルンでは、二○○

書一八○頁以下参照。(19) 授業料有料化の一般的な動向については、小野・前掲

(A) JuS-Magazin 2004, Nr.4. S.4.

(ন) BVerfG, 2 BvF 1/03 vom 26.1.2005, Absatz-Nr.

(22) 〇三年六月九日の見解では、授業料(Studienbeiträge)の徴収には、つぎの条件が必要とした。⑴授業料はräge)の徴収には、つぎの条件が必要とした。⑴授業料は強できる、⑷社会的弱者に配慮することである。根索された額は、一学期で最大五〇〇ユーロである。最大での収入を教育のために投入する。⑶各大学が、裁量で徴収額を決定できる、⑷社会的弱者に配慮することである。

四五○ユーロで有料化が行われた。の授業料は、二○○一年まで無料であったが、その後年額で、かなり低額といえる。なお、オーストリアでも、大学れが五○万円、私立大学では一○○万円を超えるのに比しれが五○万円、私立大学では一○○万円を超えるのに比し

いては、小野・前掲書二三五頁参照。(3) ドレスデン工科大学その他大学の外部資金の導入につ

24 でも、 リスやアメリカでは、 四学期でマスターを取得できるとするものである。 ドイツ 通のヨー 共通学位である Bachelor が導入され、またEUの域内共 リア一○%、フランス九%、ちなみに日本は四%である。 が三〇%、イギリスと並んでドイツが一二%、オーストラ Transfer System, ○○万人の留学生がおり、その留学先の内訳は、アメリカ (Zeitschrift Deutschland, 2005, No.1, S.51)。全世界に二 際資格との統一を行い、その結果、留学生の数が増大した しており、ドイツの大学でも留学生の数を増やすために国 ドイツ独自の学位である Diplom, Magister の代わりに Zeitschrift Deutschland, 2004, No.6, S.56. なお、 共通学位による課程が出現し、〇一年に七六四課程 統一基準で評価が共通化される。学士のあとは、 ロッパ大学間単位互換制度 (European Creit ECTS) 留学生が多大の収入を大学にもたら による成績評価が行われる。 イギ

25 _{(t}

大学に普及すると見込まれている。

とりわけ特色のない図書館には脅威となる。 造は、わがくにでも共通した(より深刻な) 必要とされる。なお、欧米のメディアによる一極支配の構 書館自体は不要ということになる。 業やメディア、図書館の端末と変わらないことになり、図 データベースのみでは、その多くを有するアメリカの大企 タベースの数がこれに代るものとなっている。 誌の数がその充実を示すものであったが、今日では、デー も行われている。図書館は、かつては入っている図書、 また、大学予算の一般的な逼迫から、 【大学】二四五頁参照 ヨーロッパの独自性 図書館予算の削減 これについて 問題である。 しかし、 雑 が

(%) Erichsen, Podiumsgespräch, in Juristenausbildung

○四年に二五六一課程となった。二○一○年までに全国の

zwischen Staat und Hochschule, 2003, S.40. 卒業生のうち二〇%のみが公職につき、一〇%のみが法律関係の職につくにすぎない。ミュンスター大学の卒業生でも、公職のbbecke、Festanspruchen、in Juristenausbildung zwischen Staat und Hochschule, 2003, S.29. もっとも、それでも、他の大学の課程で、林学や土木工学のそれもよりも専門に関係ある職につく割合は高いといわれる。実務研修の採用について、Bakshi, Einstellungssituation in für den juristischen Vorbereitungsdienst in Deutschland (Referendariat) – eine Übersicht (Berichte und Dokumente), JuS 1999, S.927f. 【大学】二〇一頁参

大学)。 Vgl. Zeitschrift Deutschland, 2005, No.1, S.38

七頁参照。 (27) 小野・危険負担の研究(一九九五年)三一六頁、三二

- (28) 【大学】五二頁参照
- 29) これにつき、【大学】五二頁、六五頁注一五参照
- オーストリア、スイスの Matura, フランスのバカロレア(3) ドイツの大学入学試験(Abitur)に相当するのは、

である。○四年一二月に、バカロレア試験の改革案が出され、筆記試験の科目を半減し、平常点や実習成績によるれ、筆記試験の科目を半減し、平常点や実習成績によるである。○四年一二月に、バカロレア試験をしないが、そのために、大学と学生のミスマッチが生じ、大学生の三分の一がに、大学と学生のミスマッチが生じ、大学生の三分の一がに、大学と学生のミスマッチが生じ、大学生の三分の一がに、大学と学生のミスマッチが生じ、大学生の三分の一がに、大学と学生のミスマッチが生じ、大学生の三分の一がた、大学と学生のミスマッチが生じ、大学生の三分の一がた。大学と学生のミスマッチが生じ、大学生の三分の一がた。大学と学生のミスマッチが生じ、大学生の三分の一が表である。○四年一二月に、バカロレア試験の改革案が出さてある。○四年一二月に、バカロレア試験の改革案が出さてある。○四年一二月に、バカロレア試験の改革案が出され、筆記試験の科学と対している。成績表である。○四年一二月に、バカロレア試験の改革案が出され、

(一橋大学大学院法学研究科教授)

